

武蔵野市自転車等総合計画（素案）【概要版】

1 計画の目的

- 自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進します。
- 自転車等の走行空間の整備、安全教育等自転車の安全利用に関する取組を推進します。
- 本市に合った自転車の活用を推進します。

2 計画の位置付け

- 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」及び「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」に基づき、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するために定めた法定計画です。
- 「自転車活用推進法」に基づく国及び都の自転車活用推進計画を勘案して策定する、自転車活用推進計画としての位置付けを含む内容となっています。

3 計画の期間

- 令和8年度から令和17年度まで（10年間）
- 基本理念・基本方針・基本施策は10年後を展望しています。
- 取組施策は計画前期（5年程度を目安）で実施すべき施策・事業です。
- 社会状況等を踏まえ適宜取組施策の見直しを行うとともに、おおむね5年後に中間見直しを実施し、計画後期の取組施策を策定します。

4 計画の対象とする区域

- 市の全域を対象とします。

5 改定のポイント

- 自転車の安全利用促進をより一層強化します。
- 自転車駐車場整備は量より質に重きを置き、放置自転車対策は継続・強化します。
- 自転車の活用推進を新たに基本方針に掲げ、自転車の新たな可能性を広げます。
- 全ての基本方針に評価指標を設定します。

6 計画の体系

基本理念 誰もが安全・快適に 自転車と共存した暮らしを楽しめるまち			
現状・課題	基本方針	基本施策（10年後を展望）	取組施策（前期おおむね5年間）
■自転車関与事故の増加など →安全利用へのさらなる取組が必要 ■自転車安全利用講習会の参加者が少なく認知度が低い →新規受講者を増やす取組が必要 ■接触事故を防ぐ交通環境などのアンケート評価が低い →自転車走行空間の整備が必要	Ⅰ安全に走れるまちの 自転車 みんなの安全を まちづくり 思いやり を育む	Ⅰ-1 自転車の 交通ルール・マナーの 周知・啓発	① 自転車安全利用講習会の強化 ② 自転車の押し歩きルールの検討 ③ より広い周知・啓発を行う工夫 ④ 自転車利用者を守る ヘルメット・保険・点検整備の促進
		Ⅰ-2 自転車走行空間の確保	⑤ 自転車走行環境づくりの推進 ⑥ 交通ルール順守を促す道路のしかけ
■大型車など駐輪ニーズが多様化 →収容台数だけでなく駐輪場の 利便性向上の取組が必要 ■前計画の利用体系再編は一定程度効果 →さらなる利便性向上の取組が必要 ■自転車駐車場の情報が行き届いていない →自転車駐車場情報の周知強化が必要 ■放置自転車の場所や時間帯が複雑化 →従前よりも幅広い対応が必要	Ⅱ駐めやすいまちの 量から質へ 安全で快適に 駐輪できる まちづくり	Ⅱ-1 安全性・利便性を高める 自転車駐車場の整備	⑦ 多様な車両・利用者の駐輪ニーズへの対応 ⑧ 自転車駐車場の適正配置と恒久的な維持 ⑨ 附置義務自転車駐車場の制度見直し
		Ⅱ-2 利用したいときに利用できる 自転車駐車場の運用	⑩ 定期利用と一時利用の区分の さらなる適正化 ⑪ 利用料金のさらなる適正化
		Ⅱ-3 自転車駐車場情報の充実	⑫ 満空情報ウェブ版の拡充及び周知 ⑬ 様々な手法による自転車駐車場情報の発信
		Ⅱ-4 放置自転車対策の継続・強化	⑭ 対応困難な放置自転車への対策 ⑮ 放置を未然に防ぐ指導・啓発
■シェアサイクルの広域利用や地域公共交通との連携強化が求められている ■災害時などの自転車活用の可能性 →活用の検討が必要	Ⅲ自転車を活かす 生活のなかで 自転車をもっと 役立ちまちづくり	Ⅲ-1 地域公共交通に貢献する 自転車の活用推進	⑯ シェアサイクルの活用
		Ⅲ-2 自転車活用の場の拡大	⑰ 災害時の活用 ⑱ 環境負荷低減・健康増進のための活用

7 計画の推進

■評価指標（一例）				■計画の点検・評価			
進捗状況や効果の把握・管理のため、評価指標を設定しモニタリングを行います。				・毎年度、自転車等駐車対策協議会において評価・点検を実施します。			
				・おおむね5年が経過した中間見直し時には、施策や評価指標の見直しを含めた総合的な評価・点検を行い、計画を着実に推進します。			
	現況値	中間目標値	最終目標値				
自転車関与死亡事故件数	0件	0件	0件				
自転車関与負傷事故件数	275件	180件以下	120件以下				
公共自転車駐車場大型車対応率	4.2%	11%	17%				

担当課：都市整備部交通企画課